

謹んで 地震災害のお見舞いを 申し上げます

東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) 2011.3.11

この度の東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)により被災された地域の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

町では、今回の地震に対しさまざまな支援活動を準備しているところでありますが、北海道から物資提供の要請があり、米・飲料水・毛布などは町の備蓄の一部を既に発送予定です。他にも給水タンクや給水袋、ポリタンクなどにつきましては、直ちに搬出できる体制を整えているところでもあります。

なお、このことにつきましては、3月18日に開催された町臨時議会でも報告をしているところでありますが、今後さらなる要請があった際には、町も可能な限り全力を挙げて支援をしてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

ご支援いただける方につきましては、次の方法がございます。

町民の皆さまの中にも、ご親戚やお知り合いがいる方がいらっしゃるかと思います。一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

弟子屈町

『東北地方太平洋沖地震』に係る義援金について

町では、平成23年3月11日に発生した『東北地方太平洋沖地震』により被災された方々のために、3月15日から義援金の受け付けを開始しました。

皆さんの善意により集められた義援金は、日本赤十字社各県支部を通じて、被災者の救援活動に役立てていただきます。

義援金箱は、役場保健福祉課窓口と川湯支所に設置してあります。

(町では義援金受付口座の開設は行っていません)

なお、現在、町では救援物資の受け付けは行っていませんのでご了承ください。

▶郵便振替で個人でも義援金の送金が可能です

●口座番号/00140-8-507

●口座名義/日本赤十字社 東北関東大震災義援金

※専用口座ですので、通信欄に義援金名を記載しなくても問題はありませんが、口座名義は正確に記入してください。

※郵便局窓口での取り扱いの場合、振込手数料は無料です。

※本義援金については、半券をもって受領証を兼用します。

皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

□問い合わせ先/役場保健福祉課社会福祉係 ☎482-2935(課直通)まで。

共道 下水道

美里・朝日・桜丘の 各一部で使用開始

平成23年3月31日から、町内の美里2丁目・3丁目・5丁目、朝日3丁目、桜丘1〜3丁目の各一部地域で、新たに公共有下水道の使用が可能となりました。

下水道に流すための排水設備工事を行わなければなりません。
●3年以内に、くみ取り式トイレは水洗トイレに改築しなければなりません。
●工事の申し込み

下水道が使用可能な地域に
建物をお持ちの方

●1年以内に、台所や風呂などの排水を

直接、指定店へお申し込みください。
指定店は調査、設計見積もりを行い、役場に提出する書類を作成します。
※下水道への接続工事は、指定店でなければ行えません。

指定店名	住所	電話番号
(有)鎌田水道工務店	高栄3-1-6	482-2140
株協和建設	高栄1-2-2	482-2369
株熊谷工務店	高栄4-4-28	482-1941
鋼管建設工業(株)	美里4-1-20	482-4217
株近藤建設	鈴蘭2-1-11	482-1060
株佐藤建設工業	高栄2-9-12	482-2357
株大栄電業	泉4-10-3	482-2677
(有)畑中産業	美里2-9-3	482-3352
(有)服部水道工務店	摩周1-2-1	482-1066
株ホクセイ	泉5-4-1	482-3642
辻谷建設株	湯の島2-6-15	482-2177
明盛建設株	桜丘3-1-6	482-1477
(有)丸高産業	鋸別原野43線西36-4	482-4129
川端金物株	厚岸町宮園1-200	0153②3625
協和建設工業(株)	別海町別海旭町131	0153⑦2240
後藤工務店(有)	釧路町若葉5-26	0154③2325
株竹崎工業	別海町西春別駅前錦町200	0153⑦2144
(有)細谷設備	中標津町計根別本通東5-5	0153⑦2626
マルケイオクヤマ建工(有)	釧路市星が浦南1-1-6	0154⑤1366
株ホームクリニックオオサキ	釧路市若松町16-16	0154⑩0039
(有)釧路設備工業	釧路市愛国西3-33-22	0154⑦3178

下水道の工事は、町の許可を受けた指定店でなければ行うことができません。工事に関する相談や申し込みは、上記の指定店にお願いしてください。

れば行えませんが、指定店は左の表のとおりです。

改造工事に助成

町では、改造工事に係る費用の助成を行っています。

無利子で資金をあっせんする「融資制度」と、自己資金で改造工事を行う方に補助する「補助制度」があります。それぞれ条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

受益者負担金について

受益者負担金は、下水道が使えるようになった土地に対してかかるお金で、1平方メートルあたり360円です。
受益者負担金の対象となった地域の関係図面の縦覧を、次のとおり行います。

▼期間/4月1日(金)〜4月15日(金)

▼場所/役場水道課

※平成23年度受益者負担金の対象となる土地所有者の方には、5月下旬をめぐりに「申告書」を送付します。詳しくは、その中でお知らせします。

□問い合わせ先/役場水道課下水道係 ☎482-2942(課直通)まで。

辻谷英樹さんが道青年林業士に認定されました

熊牛原野の辻谷英樹さん(47歳)がこの度、北海道青年林業士に認定されました。認定証交付式は役場で行われ、鈴木純一釧路総合振興局森林室長から認定証が手渡されました。

北海道青年林業士認定制度は、平成22年度に初めて創設された制度です。道内の森林、林業、木材産業の発展と、森林資源の適正管理のための後継者育成などが目的です。青年林業士は、森林づくりとその啓発活動のほか、林業についての知識や技術などを習得します。今年度は全道で50人、釧路管内では8人が認定されました。建築士として林業に関心を抱く辻谷さんは「将来的には自分が育てた木で家を建てたい」と抱負を語りました。

□問い合わせ先/役場農林課林務係 ☎482-2936(課直通)まで。



左から鈴木森林室長、辻谷さん、徳永町長